

平成21年度地域若者サポートステーション事業

1 趣旨・目的

ニート等の若者の自立を支援するためには、基本的な能力等の養成だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて個別的に行うことや、一度限りの支援に留まらず、継続的に行うことが必要となっている。

そこで、地域の主導により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」を設置し、若者の置かれた状況に応じた専門的な相談やネットワークを活用した誘導など、多様な就労支援メニューを提供し、若者の職業的自立を支援する。

平成21年度においては、設置拠点を拡充（全国77か所→92か所）するとともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者やその保護者等に対する能動的働きかけ等を行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を新たに実施することとしている。

2 事業の内容

(1) 地域若者サポートステーション事業

地域における若者の自立支援の取組を促進を図るため、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国92か所に設置し、以下の事業を実施する。

① ネットワーク事業

地域の関係機関のネットワークを構築し、支援対象者の把握やその状況に応じたきめ細かな対応を図るため、関係機関による協議会を開催する。

② 相談支援事業（拡充）

支援対象者に対して当初の相談から自立支援まで一貫した支援を行う。また、地域の若者支援機関のネットワークを活用し、必要な支援が継続的に受けられるよう、支援状況等の一元的なフォローを行う（人的体制を拡充）。

③ いつでもどこでもサポートモデル事業（新規）

地方自治体、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者やその保護者等に対する能動的働きかけ（アウトリーチ）、多様な相談サービスの充実、職場体験の推進等を効果的に行う「いつでもどこでもサポートモデル事業」を20か所の地域若者サポートステーションでモデル的に実施する。

(2) 若者自立支援中央センター事業

地域若者サポートステーション事業を効果的・効率的に推進するために情報提供・技術的支援、業務指導等の業務を行う「若者自立支援中央センター」を設置する（全国1箇所）。

このほか、若者自立支援中央センターは、若者自立塾事業（※）の円滑な運営及び効果的かつ効率的な推進に資するため、全国の若者自立塾に対する支援・指導、若者自立塾特別奨励金の支給等の業務も行う。

※ 合宿形式による集団生活の中での生活訓練・労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信を身に付けることにより、就労等へつなげる事業（平成21年度は全国30か所に設置）